

令和元年度第2回滋賀県食の安全・安心審議会 開催概要

1 日時

令和元年12月24日（火）午後2時5分から午後3時10分まで

2 場所

県庁北新館 5-A会議室

3 出席委員

市村委員、北川委員、田村委員、橋本委員、疋田委員、福渡委員（会長）、三ツ矢委員、村上委員

4 欠席委員

雲林院委員、北村委員、黒川委員、澤田委員、棚橋委員、新山委員、村田委員

5 事務局

奥田生活衛生課長、長宗食の安全推進室長、鍬田同室長補佐、佐谷同室長補佐、他同室職員

【関係課】

県民活動生活課、健康寿命推進課、薬務感染症対策課、畜産課、水産課、保健体育課

6 内容

(1) 生活衛生課長あいさつ

(2) 会議の成立報告

(3) 報告事項

・食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う各条例改正について

(4) 議題

・適合証明制度（（仮称）セーフフードしが適合証明）について

※ 都合により当初の予定より議題と報告事項の順序を入れ換えた。

7 議事

会長が議長となり議事に入りました。

（議長）

事務局より議題と報告事項の順序を入れ換えるとのことでしたので、まずは報告事項「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う各条例改正」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

※ 資料2～4について説明

（委員）

最後に説明のありました手数料の関係でお尋ねします。それぞれの手数料の金

額を決めておられたらその金額と、今後の歳入の予定額等を把握されておられたら教えていただきたいと思います。そしてその歳入で事業ができるような規模なのかも併せて教えていただけますでしょうか。

(事務局)

まず、それぞれの手数料の金額ですが、当然まだ議決されたものではございませんが、当課としましてはセーフドしがの証明手数料が数万円程度、衛生証明手数料は数千円程度を考えております。また、営業許可申請手数料につきましては、業種の見直しにより検査等に要する時間等を考慮していく必要がありますので、今のところ決まっておりません。

歳入の金額は手元にありませんが、手数料収入だけですべての事業はできませんので、当然、一般財源も必要になります。特に、営業許可の業種を見直す中で、今まで許可が必要だった業種で許可が不要になるものがあり、これが結構収入減となりますので、今までよりはかなり厳しくなると感じています。

ただ、やるべき事業は当然やっていかなければなりませんので、収入が厳しいながらも何とか進めていき、場合によっては国庫で利用できるものがあれば利用していきたいと考えています。

(事務局)

追加でお答えいたします。どれぐらいの収入が見込まれるかということですが、セーフドしが適合証明については、現在の認証の有効期間がまだ残っていますので、有効期間が終了してから徐々に増えていくということになり、最終的には年間100件程度を見込んでいます。

輸出証明につきましても、現在年間100件程度あるという状況です。

(委員)

滋賀県食の安全・安心推進条例の健康被害情報の報告について、厚生労働省から指定成分が示されるとのことですが、どのようなものが指定成分になるのかお分かりでしょうか。

(事務局)

秋頃の厚生労働省の説明会資料によりますと、国の審議会で4成分が案として取りまとめられています。参考までに申し上げますと、まず1つ目が「プエラリア・ミリフィカ」で、主に美容系の健康食品に含まれています。2つ目が「ブラックコホシュ」で、これも健康食品に含まれています。3つ目が「コレウス・フォルスコリー」で、主にダイエット系の健康食品に含まれています。4つ目が「ドオウレン」で、鎮痛作用がある物質を含んでいるとのこと。今のところ、これら4成分を告示する予定と聞いております。

(委員)

2点お伺いします。先ほど、営業許可業種の一部が許可でなくなるという説明がありましたが、そうすると届出業種になるということで良いでしょうか。

もう1つはふぐの取扱いについてですが、今まで滋賀県では、相当厳しい条件で試験を受けられて合格された方のみがふぐ調理師免許を持っておられるということで、全国的に見ても、おそらく滋賀県は突出して高度な試験だったと思います。今後平準化されるということですが、滋賀県でも新たな試験が導入されるのか、新規で免許を取得される方から新たな試験を受けることになるのか、既に免許を持っている方も再度試験を受けなければならないのか、現在わかる範囲で結構ですので説明をお願いします。

(事務局)

営業許可の関係ですが、許可でなくなる業種については、一部届出不要となる業種もありますが、大部分が届出業種となります。

(事務局)

ふぐ調理師の関係ですが、先ほど御説明させていただいたとおり、国の認定基準に係る通知を見てからの判断にはなりますが、委員がおっしゃられたように、これまで滋賀県では、条例等で定めた厳しい条件の中で免許を取得してふぐの処理を行っていただいているわけですが、講習会だけでふぐの処理が認められている自治体もありますので、そういった自治体では国が示した試験を受けないと処理ができないということになります。

(議長)

他に御質問等がないようでしたら、報告事項を終了させていただきます。それでは順番が前後となりましたけれども、本日の議題となっております「適合証明制度（(仮称)セーフードしが適合証明）」につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

※ 資料1について説明

(委員)

アンケート調査結果で「利用しない」と回答された方が約1割いらっしゃるが、こういった意図をもって「利用しない」と回答されているのかお分かりになりますでしょうか。

(事務局)

FSSCやISOなど、民間認証を取得されている施設は県の証明がなくても大丈夫ということで、「利用しない」と聞いております。

(委員)

証明手数料が数万円程度とお聞きしたのですが、今まで無料だったものが約3万円となると、お金を使って証明をもらえるのか、それとも民間認証へ流れるのか、いろいろ考えられるのですが、もう少し金額を下げることは無理でしょうか。

(事務局)

民間認証の場合は最低でも 100 万円ぐらいは必要になりますので、それと比較すると数万円程度という金額は高くはないと考えております。また、今も外部検証として最低 2 時間程度かけて現地確認を行っており、必要な人件費などを積算しておりますので、今のところ妥当な金額であると考えております。

また、金額は提示しておりませんが、アンケートは有料になる前提でお聞きした結果でございます。

(委員)

現在の認証制度ですと 3 年間の有効期間がありますが、証明となるとその時点での証明で終わってしまうと思うのですが、1 度証明を取ったらその後証明を取らないということも起こり得るわけですよね。例えば 5 年前に取ったきりとか。そうすると HACCP が維持できているかどうか、この制度になると分からなくなるといったことが起こりうるのでしょうか。

(事務局)

今も概ね年に 1 回は外部検証という形で、認証を取得されている施設に監視に行っておりますが、それを全くしないということではありませんし、また、証明の申請があった時だけ行くというものでもなく、年に 1 回は証明とは関係なく、どういう状況か現在と同様に確認する予定をしております。

(委員)

適合証明制度というのが新しく始まりますが、現在認証を持っていらっしゃる事業者さんは、そのまま自動的に移行になるのでしょうか。それとも認証制度が廃止になるわけですから、新たに始まる適合証明制度で新たに証明を取らなければならないのか、それとも既に認証を受けているのだから申請するだけで自動的に移行となるのでしょうか。

(事務局)

現在認証を取得されている施設ですけれども、有効期間が 3 年間となっております。来年 6 月 1 日に制度が変わる予定ですが、その時点で認証の有効期間が残っている施設は、期間が終わるまで有効となります。また、最後の認証が来年の 2 月でございますので、最長でそこから 3 年間有効の施設があるということになります。来年の 6 月時点で認証の有効期間が終わる施設が 10 件ほどありますけれども、有効期間が終わった時点で、必要な施設は新しい証明制度で申請していただくこととなります。

(委員)

そもそも改正により第 13 条が削除となっておりますが、経過期間は設けられるのでしょうか。

(事務局)

付則の中で経過措置を設けることとしております。

(委員)

(第1次) 滋賀県食の安全・安心推進計画における認証の目標数である175工程を満たしたから廃止されるというような説明がありましたけれども、滋賀県内で認証制度に取り組める企業は何社ぐらいあるのでしょうか。そのうち目標数であった175工程はどれぐらいのパーセンテージなのでしょうか。

(事務局)

食品衛生法の改正により、HACCPに基づく衛生管理が必要な施設は県内に約20から30施設ぐらいありますが、これらの施設についてはすべてセーフド認証を取得していただいております。残り約150施設については、HACCPを取り入れた衛生管理が必要ということになり、法的にはそこまで厳しくはないのですが、これらの施設についてもセーフド認証に取り組んでいただいております。全国的に見ても滋賀県はかなり高いレベルでHACCPに取り組んでいただいていると考えております。

(議長)

他に御質問等がないようでしたら、本議題を終了させていただきます。

時間はまだ十分にありますが、全体を通して何か御質問等はございますか。

無いようですので、予定時刻より早く、まだまだ時間はありますが、質問も出尽くしたということで、これをもちまして本日の議事を終了させていただきます。

円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。